

新たな公財政支援のあり方について (参考データ集)

令和6年8月
一般社団法人日本私立大学連盟



目 次

1. 予算関係

【基本的考え方】

(1) 大学に係る公的教育支出と私的負担 [国際比較]	1
(2) 公的教育支出とGDP、平均年収の関係 [国際比較]	2
(3) 公的教育支出と労働生産性の関係 [国際比較]	3
(4) 租税負担率と国の教育費負担（大学生）の現状 [国際比較]	4
(5) 研究開発費の現状 [国際比較]	5
(6) 社会の各分野で活躍する私立大学の卒業生	6

【機関補助に関する格差是正】

(7) 私立大学の経常的経費と経常費補助金の推移	7
(8) 私立大学経常費補助（一般補助）の圧縮率・圧縮額の推移	8
(9) 私立大学等の教育・研究装置、設備等への補助額の推移	9
(10) 公財政支援における国私間格差	10

【個人補助に関する格差是正】

(11) 修学支援新制度の概要と国私間格差の現状	11
(12) 国による所得別経済的支援の現状	12
(13) 学生の家庭の年間収入の状況	13

【授業料に関する格差是正】

(14) 私立大学と国立大学の収入構造	14
(15) 私立大学・国立大学の授業料	15

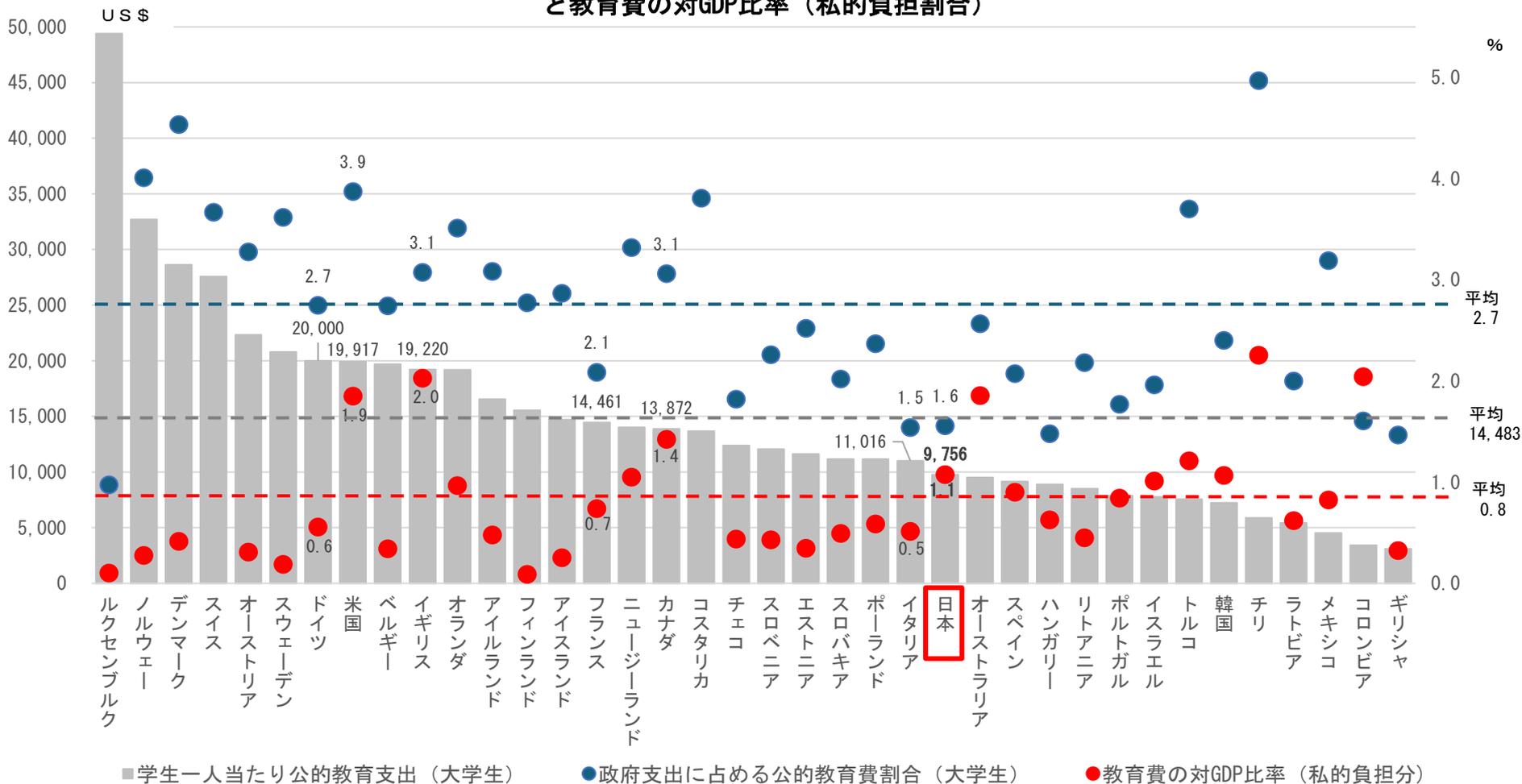
2. 税制関係

(16) 税額控除対象法人に対する寄附	16
(17) 寄付金収入の推移（平成21～令和4年度）	17

1. 予算関係【基本的考え方】 (1) 大学に係る公的教育支出と私的負担【国際比較】

- 日本は諸外国に比して、学生一人当たり公的教育支出（金額）、政府支出に占める公的教育費割合が著しく低く、私的負担による教育費の対GDP比率が高い。

学生一人当たり公的教育支出（大学生）、政府支出に占める公的教育費割合（大学生）と教育費の対GDP比率（私的負担割合）

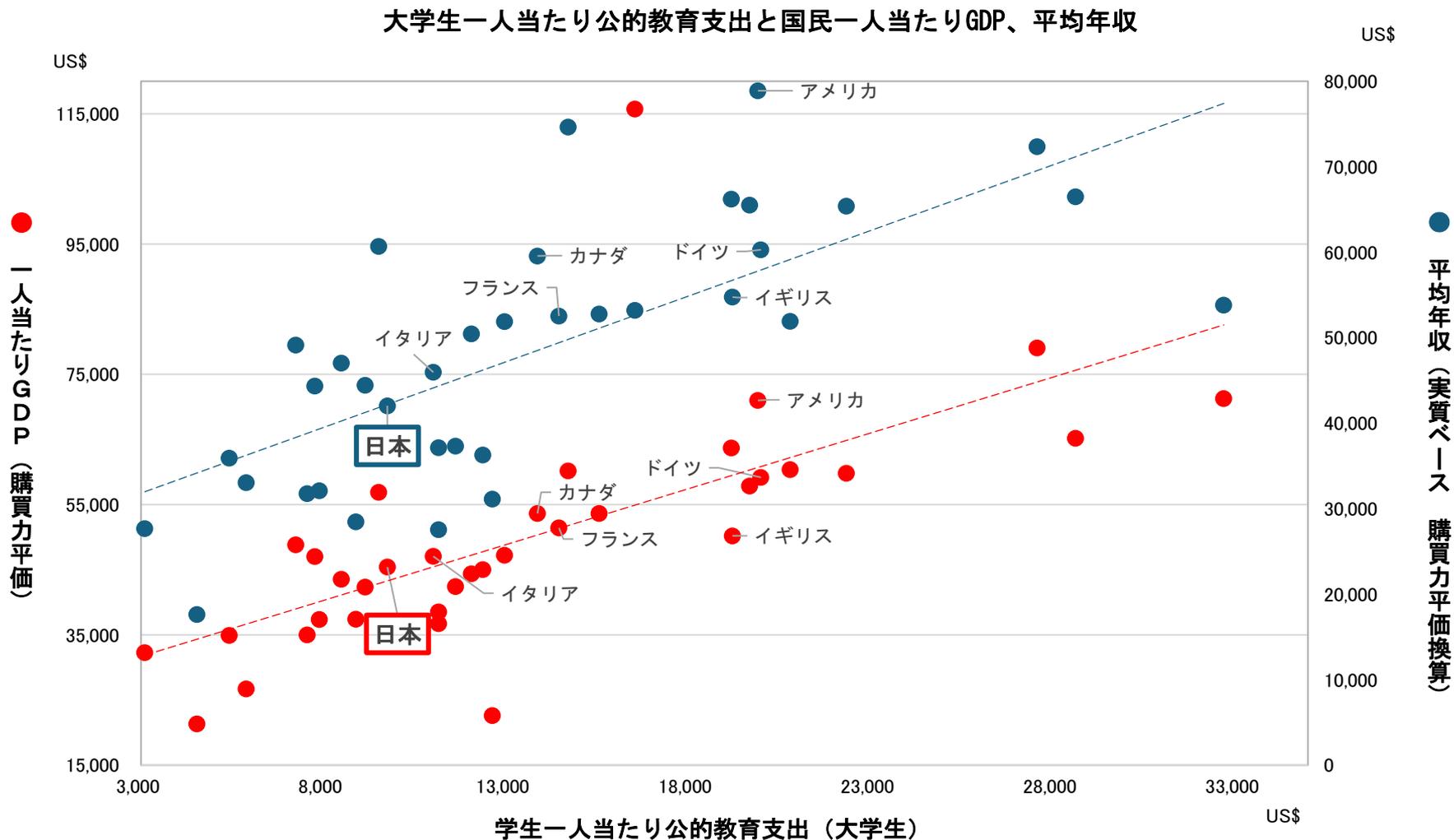


出典：学生一人当たり公的教育支出（大学生）2020年
 政府支出に占める公的教育費割合（大学生）2020年
 教育費の対GDP比率（私的負担分）2020年

UNESCO 各国の大学生1人当たりに対する政府機関の公的教育支出総額
 OECD 政府支出総額に占める公的教育費支出の比率
 OECD GDPに対する個人・民間が負担した教育費総額の比率（教育費の支出対象レベルはISCDEのLEVEL1 (Primary Education) ~LEVEL6-8 (Tertiary Education) [日本の小学生、中学生、高校生、短期大学・四年制大学・大学院相当レベルまでを含む]）

1. 予算関係【基本的考え方】 (2) 公的教育支出とGDP、平均年収の関係 [国際比較]

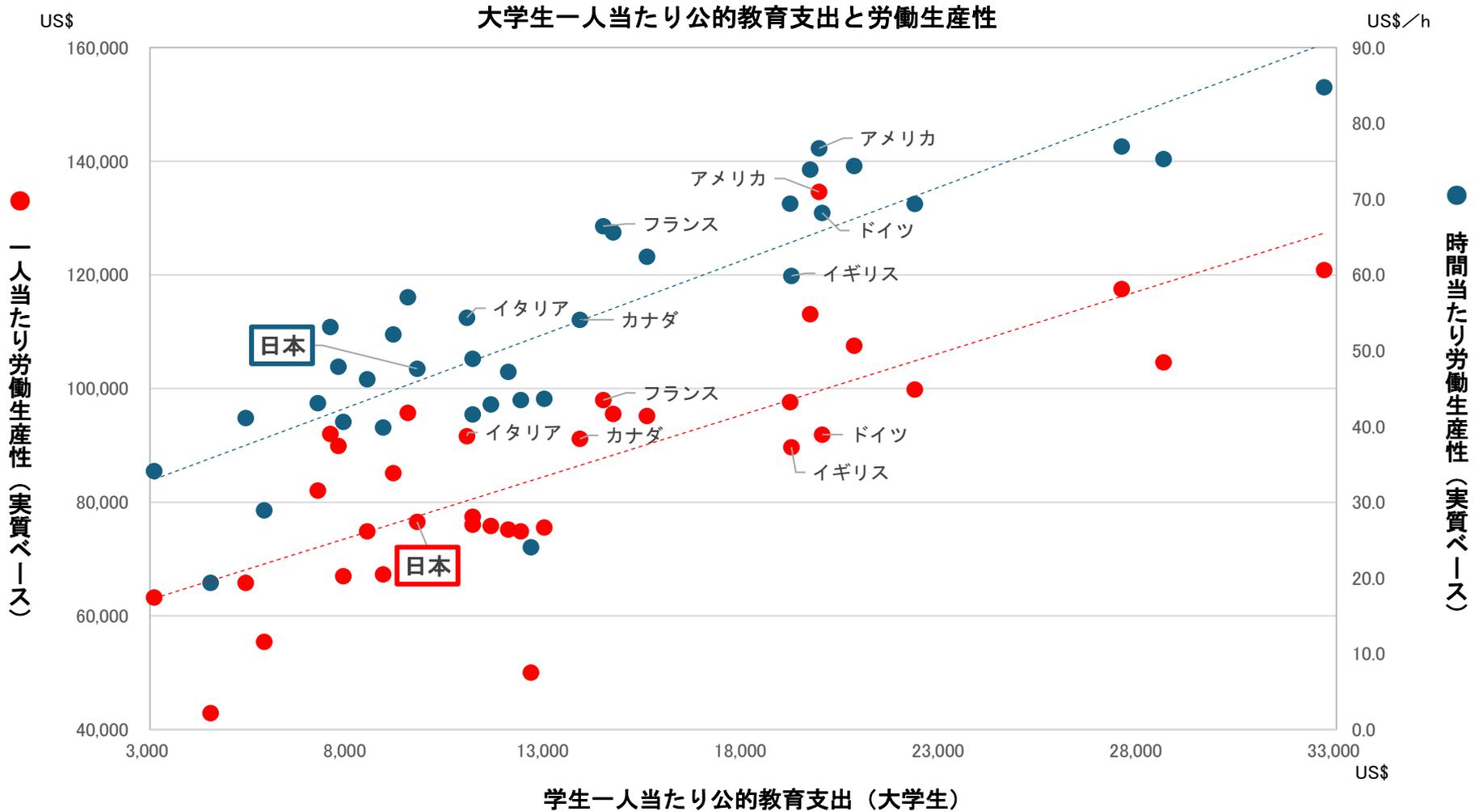
- 大学生一人当たり公的教育支出が高ければ一人当たりのGDP、平均年収が高いという正の相関関係がある。



※一人当たりGDP (購買力平価ベース) : IMF統計 (2021年)
 平均年収 (実質ベース 購買力平価換算) : OECD (2021年)
 米ドルへの換算はPPPレート (購買力平価) ベース。
 学生一人当たり公的教育支出 (大学生) : UNESCO (2021年)
 UNESCOの定義する ISCED2011のLEVEL5と6で、大学相当の全ての高等教育機関が含まれる (日本での四年制大学・大学院、短期大学などに相当)。公的教育支出は公的機関 (中央政府・地方政府・地方自治体・市町村及び他の公的教育関係機関を含む) における教育上の全ての支出を含む。米ドルへの換算はPPPレート (購買力平価) ベース。

1. 予算関係【基本的考え方】 (3) 公的教育支出と労働生産性の関係 [国際比較]

● 大学生一人当たり公的教育支出が高ければ労働生産性が高いという正の相関関係がある。



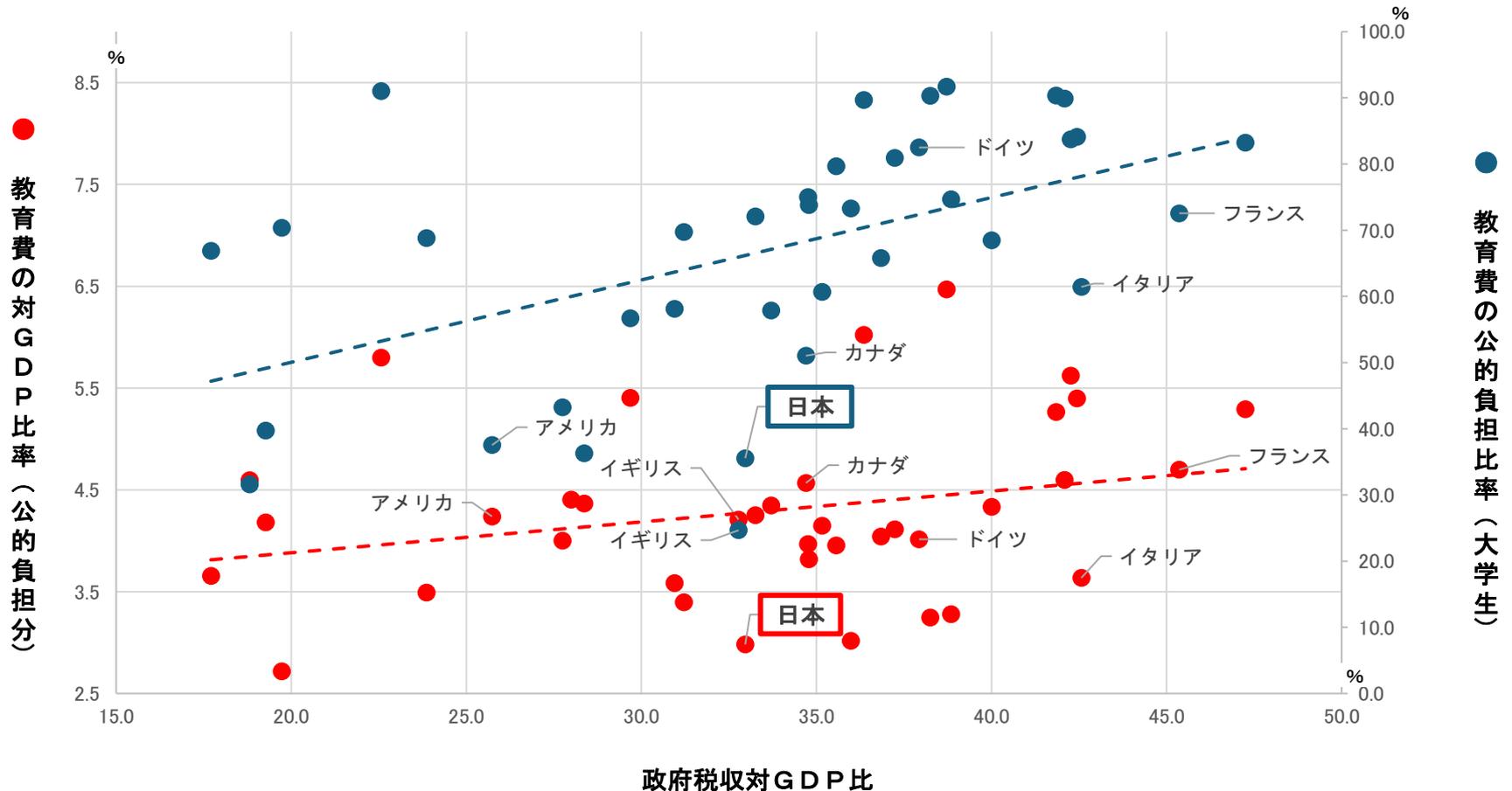
※一人当たり労働生産性 (実質ベース) : OECD (2021年)
 時間当たり労働生産性 (実質ベース) : OECD (2021年)
 米ドルへの換算はPPPレート (購買力平価) ベース。
 学生一人当たり公的教育支出 (大学生) : UNESCO (2021年)

UNESCOの定義するISCED2011のLEVEL5と6で、大学相当の全ての高等教育機関が含まれる (日本での四年制大学・大学院、短期大学などに相当)。公的教育支出は公的機関 (中央政府・地方政府・地方自治体・市町村及び他の公的教育関係機関を含む) における教育上の全ての支出を含む。米ドルへの換算はPPPレート (購買力平価) ベース。

1. 予算関係【基本的考え方】 (4) 租税負担率と国の教育費負担（大学生）の現状 [国際比較]

● 日本の「政府税収対GDP比」はOECD各国の中間あたりに位置しており、租税負担率が低くないにもかかわらず、「教育費の対GDP比率（公的負担分）」「政府支出に占める公的負担比率（大学生）」は、ともに最低水準である。

政府税収対GDP比（租税負担率）と国の教育費負担（大学生）



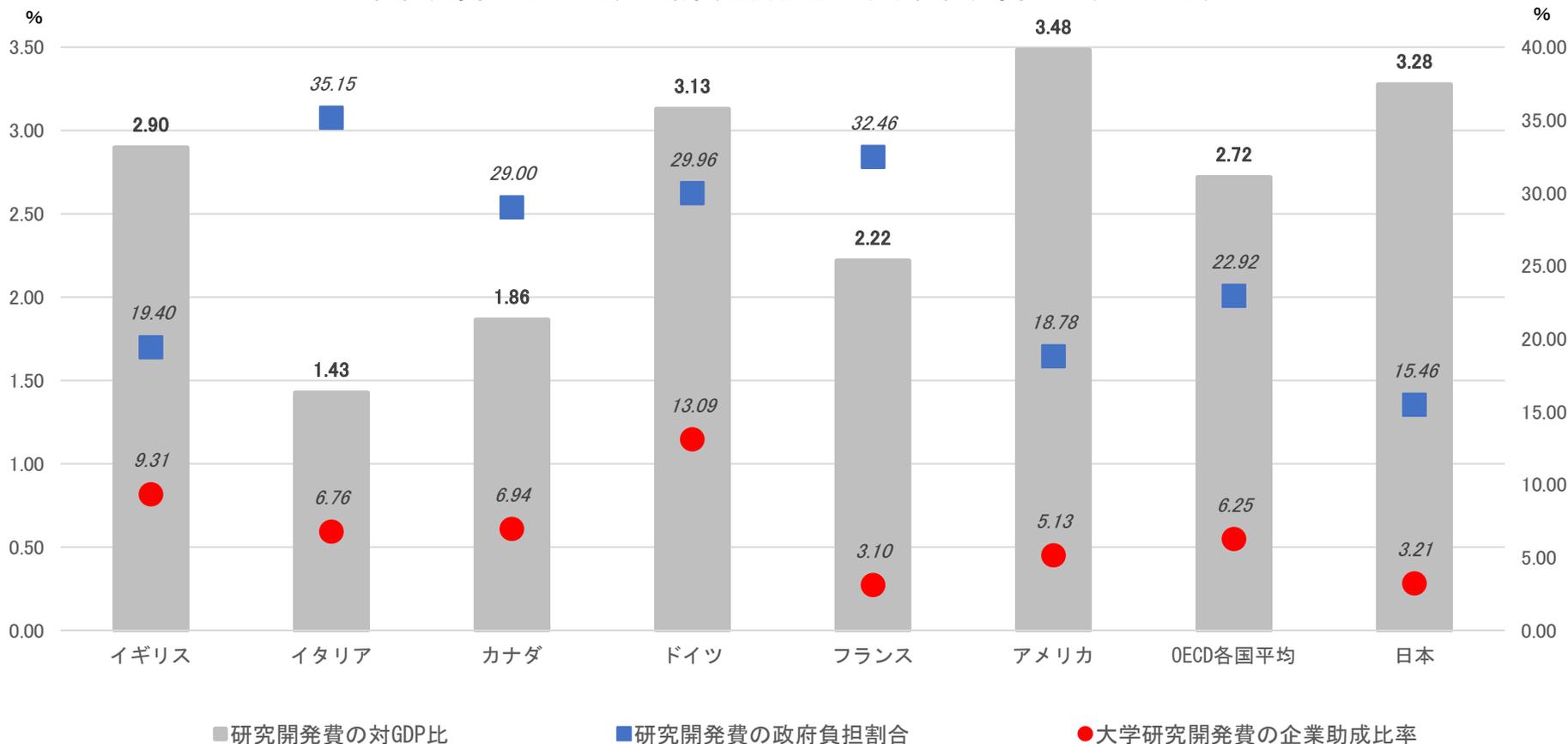
出典：OECD（2020年データ）

- ・ 政府税収対GDP比：政府税収の対GDP比率でOECDベースでの租税負担率（〔租税負担＋社会保障負担〕÷GDP）。財務省発表の国民負担率（〔租税負担＋社会保障負担〕÷国民所得）とは異なる。税収には所得課税（個人所得税・法人税等）、社会保険料負担（個人負担分・企業負担分等）、資産課税（固定資産税、贈与税、相続税等）、消費課税（物品税、消費税、関税等）など全ての税収を含む。政府には中央政府、地方政府、自治体及び政府の社会保険組織を含む。
- ・ 教育費の対GDP比率（公的負担分）：GDPに対する政府・行政が負担した教育費総額の比率
- ・ 教育費の公的負担比率：各国の教育費支出総額における政府・公的機関などの公的教育費支出の割合。教育費支出総額は公的支出分と私的負担分（個人・家庭・民間機関の支出）の合計値。公的教育費支出には家庭の教育機関への支出に対する政府から家庭への補助金を含まない。

1. 予算関係【基本的考え方】（5）研究開発費の現状 [国際比較]

● 日本の国内研究開発費（企業、政府、大学等による支出・投資の総額）のGDPに対する比率は世界トップクラスだが、政府や企業からの大学研究開発費は低い。

研究開発費の対GDP比、政府負担割合と大学研究開発費の企業助成比率



出典：OECD（2021年）

※「研究開発費」は、企業、政府、大学などが当該国内で研究開発に支出した費用・投資の総額。

※「政府負担割合」は当該国内で運用・支出された研究開発費総額に対する政府の拠出・助成額（政府・行政機関が企業・大学・政府機関などへ研究開発目的で直接的にあるいは共同開発的に提供・拠出した資金・リソース）の比率。

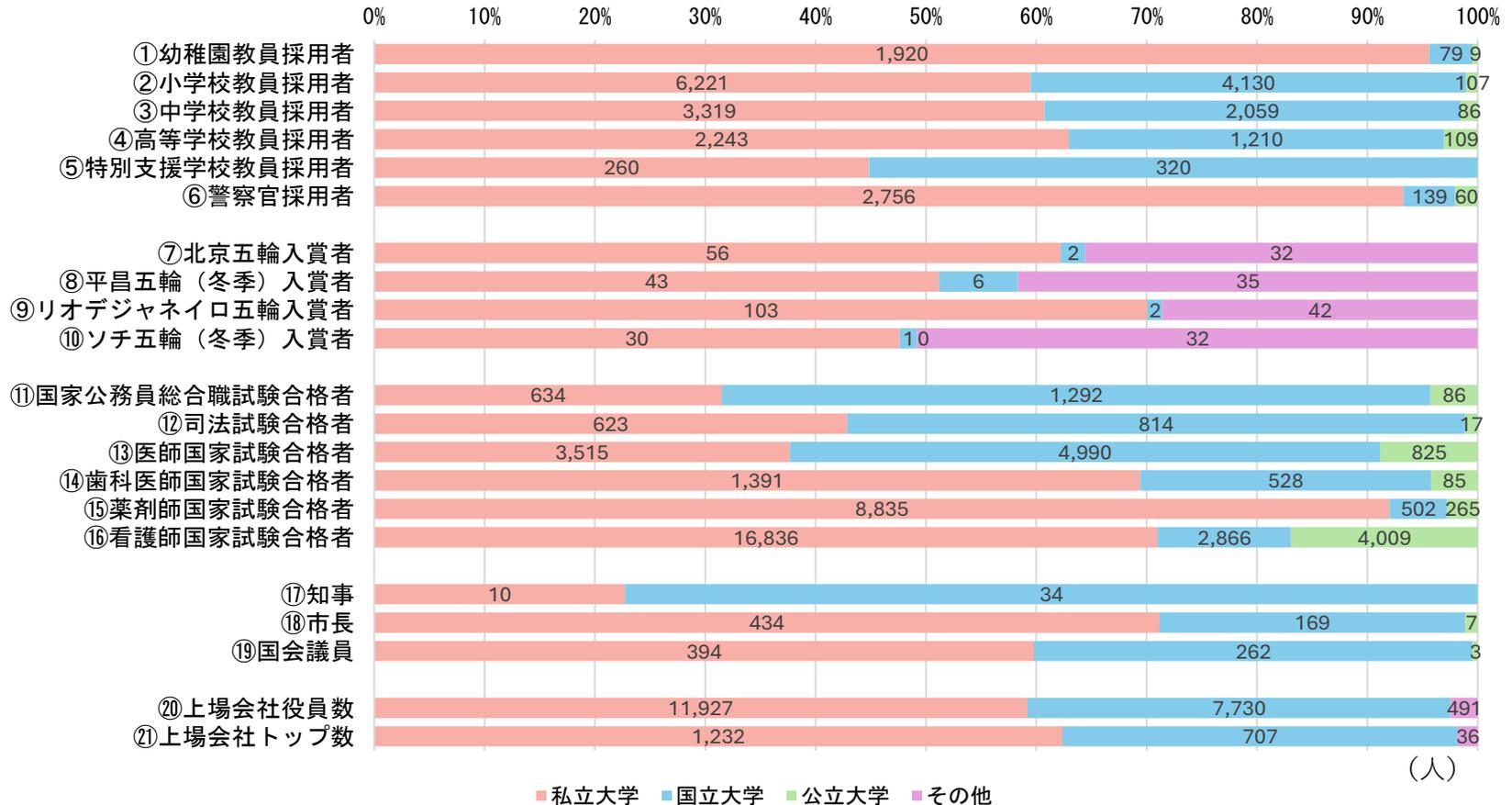
※「大学研究開発費」には大学管理下の機関（研究所・病院など）を含む。

※「企業助成額」は、企業が大学へ研究開発目的で直接的にあるいは共同開発的に提供・拠出した資金・リソース。

1. 予算関係【基本的考え方】 (6) 社会の各分野で活躍する私立大学の卒業生

● 私立大学は、国家試験等合格者や企業・行政のトップ、オリンピック入賞者等、多くの人材を輩出し社会の各分野において多大な貢献をしている。国立・私立のそれぞれに期待される役割や機能を明確に分けることが難しくなっている。

国家試験等合格者、オリンピック入賞者等の国公私比較

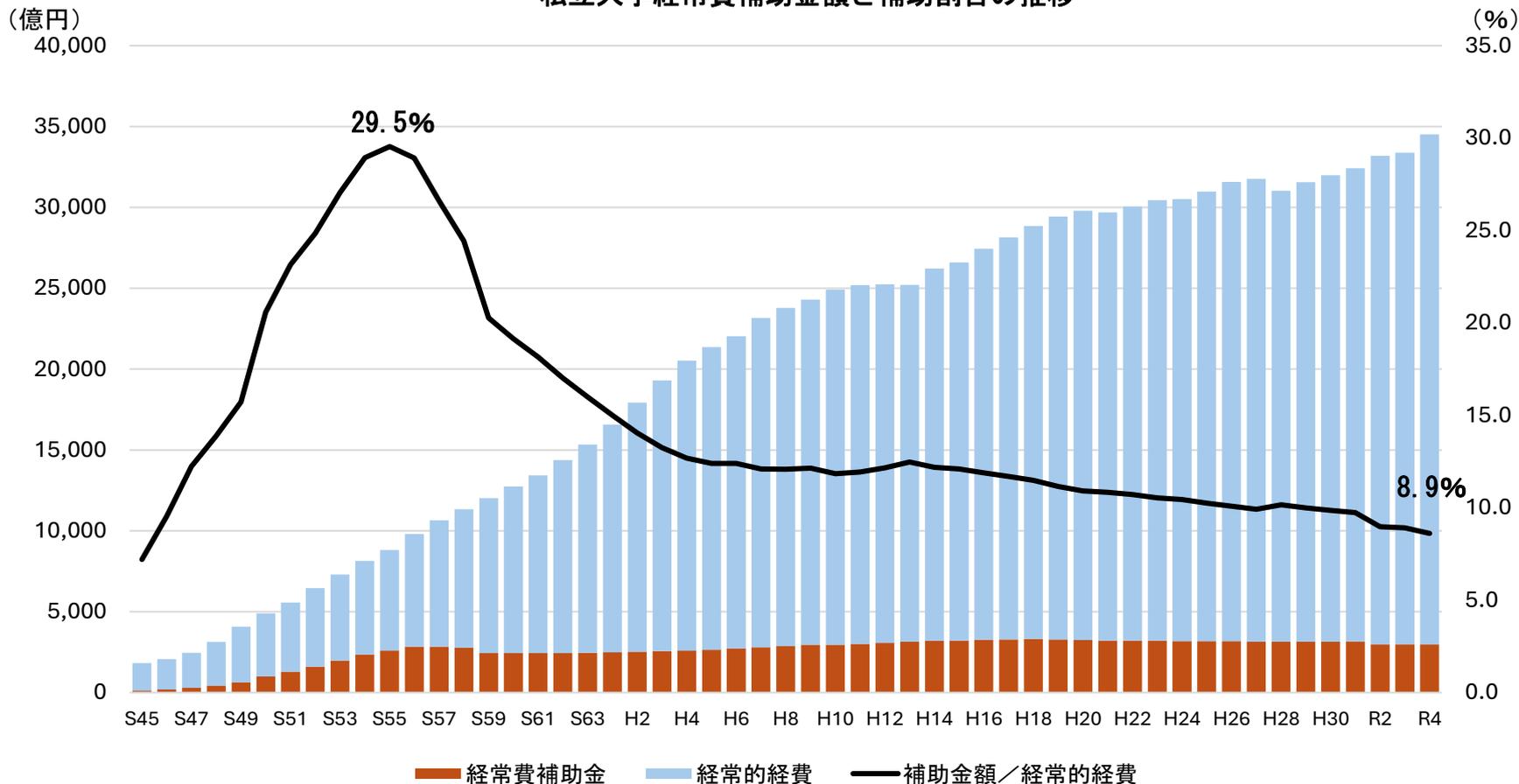


①～⑥、⑰～⑱：「大学ランキング2023」〔朝日新聞出版〕
 ⑦～⑩：（公財）日本オリンピック委員会Webサイトにに基づき作成
 ⑪：人事院「国家公務員採用総合職試験の合格発表（2023）」
 ⑫～⑯：所管省庁の大学別合格者数（2023）
 ⑳～㉑：「役員四季報（2018年版）」〔東洋経済〕

1. 予算関係【機関補助に関する格差是正】（7）私立大学の経常的経費と経常費補助金の推移

- 私立大学の経常的経費に対する補助割合は、私立学校振興助成法（附帯決議）において「速やかに2分の1とする」とされているが、その補助割合は昭和55年（29.5%）をピークに減少し続け、令和4年には10%を下回った。
- 一方、私立大学における教育研究経費は増加しており、令和4年度は3兆4,520億円となった。

私立大学経常費補助金額と補助割合の推移



平成27年度以前は文部科学省公表資料による。平成28年度以降の私立大学の経常的経費は推計値。

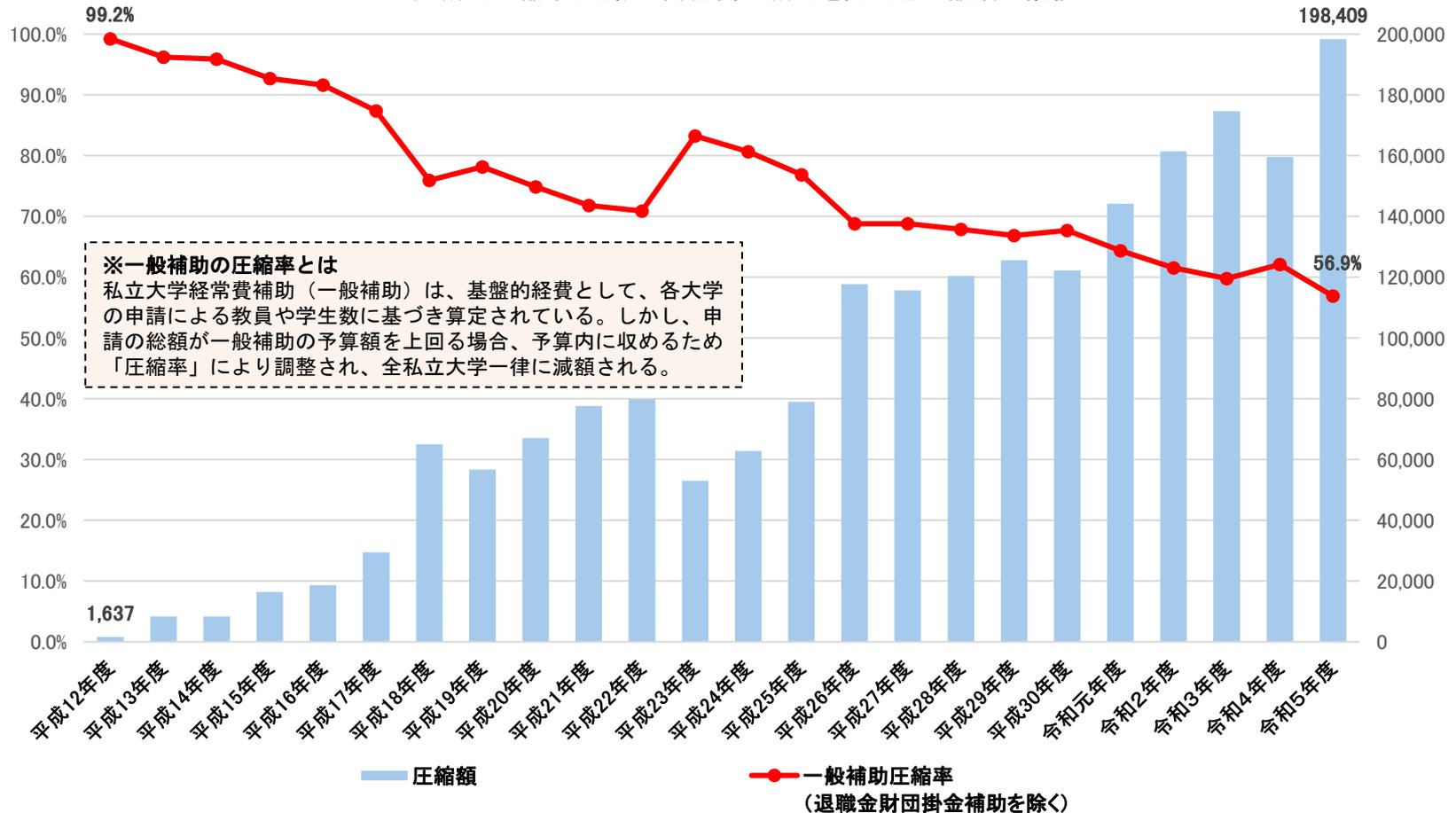
※私立大学の経常的経費：『今日の私学財政（日本私立学校振興・共済事業団）』事業活動収支計算書（大学部門）「教育研究経費+人件費（附属病院除く）+管理経費」により推計

1. 予算関係【機関補助に関する格差是正】（8）私立大学経常費補助（一般補助）の圧縮率・圧縮額の推移

- 私立大学経常費補助（一般補助）は、国の予算の都合上、毎年、圧縮率による調整が行われ減額されている。
- ここ25年間で一般補助の圧縮率は99%から57%となり、圧縮額全体の額は164億円から1,984億円（12.1倍）に増大した。
- 令和5年度は一般補助として私立大学全体で約4,600億円が支援されるべきところ、圧縮率（56.9%）により調整され、約2,660億円の支援にとどまった。

私立大学等経常費補助金に係る
一般補助圧縮率(退職金財団掛金補助を除く)と圧縮額の推移

(百万円)

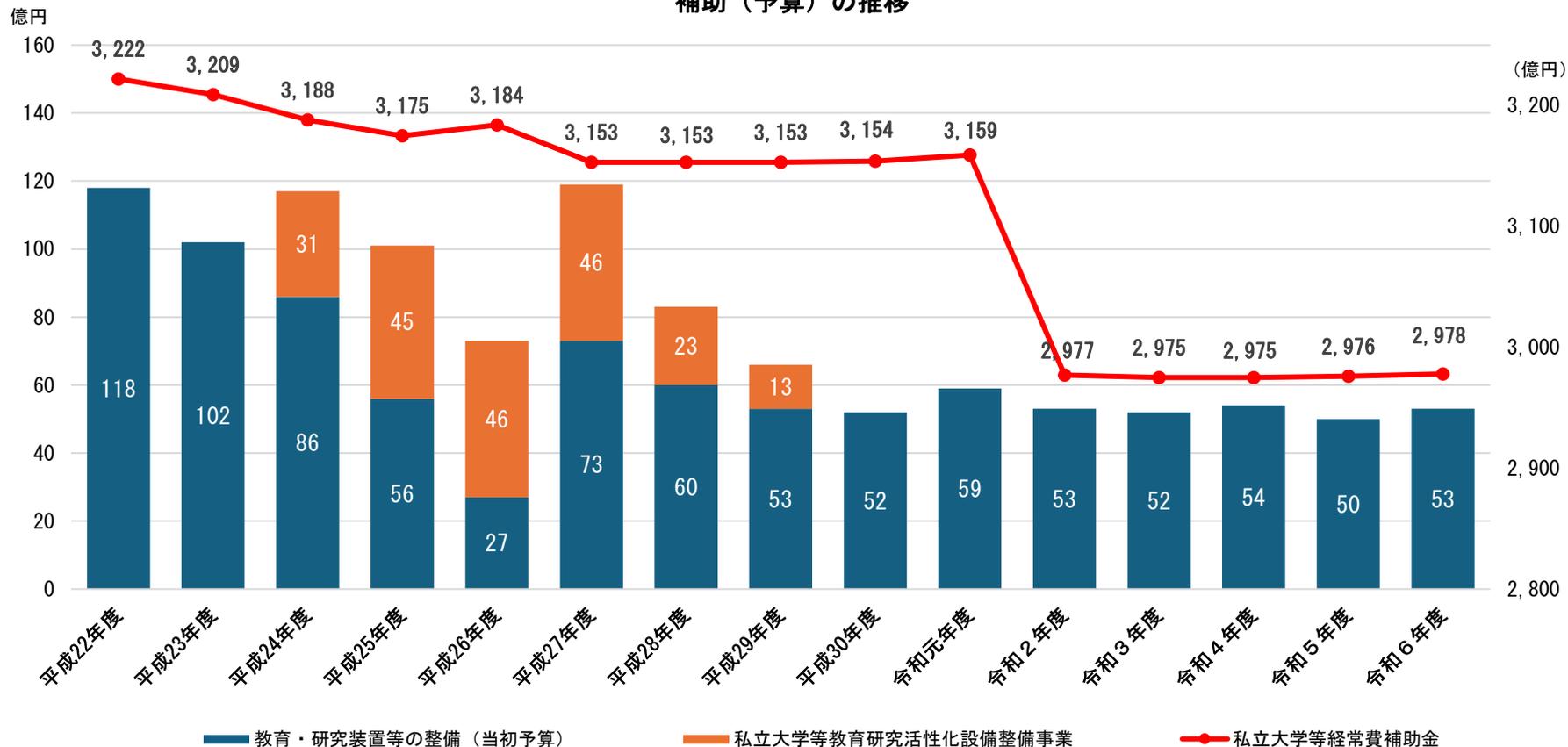


※一般補助に係る圧縮率・圧縮額は、資料『令和6年度私立大学等経常費補助金 事務担当者資料（令和5年度配分方法と令和6年度予算）』（日本私立学校振興・共済事業団助成部補助金課）に基づき私大連事務局にて作成

1. 予算関係【機関補助に関する格差是正】（9）私立大学等の教育・研究装置、設備等への補助額の推移

- 教育・研究装置、設備等への補助は、国立大学が全額補助されるのに対し私立大学には2分の1等の補助率がかけられる。
- さらに、私立大学に対する教育・研究装置、設備等の予算は、この14年間で118億円から53億円へと55%減少している。

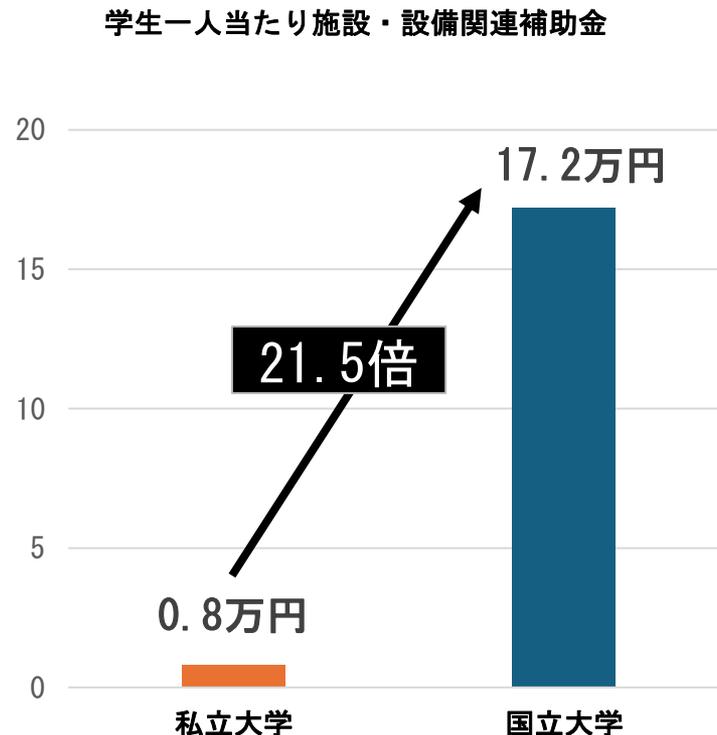
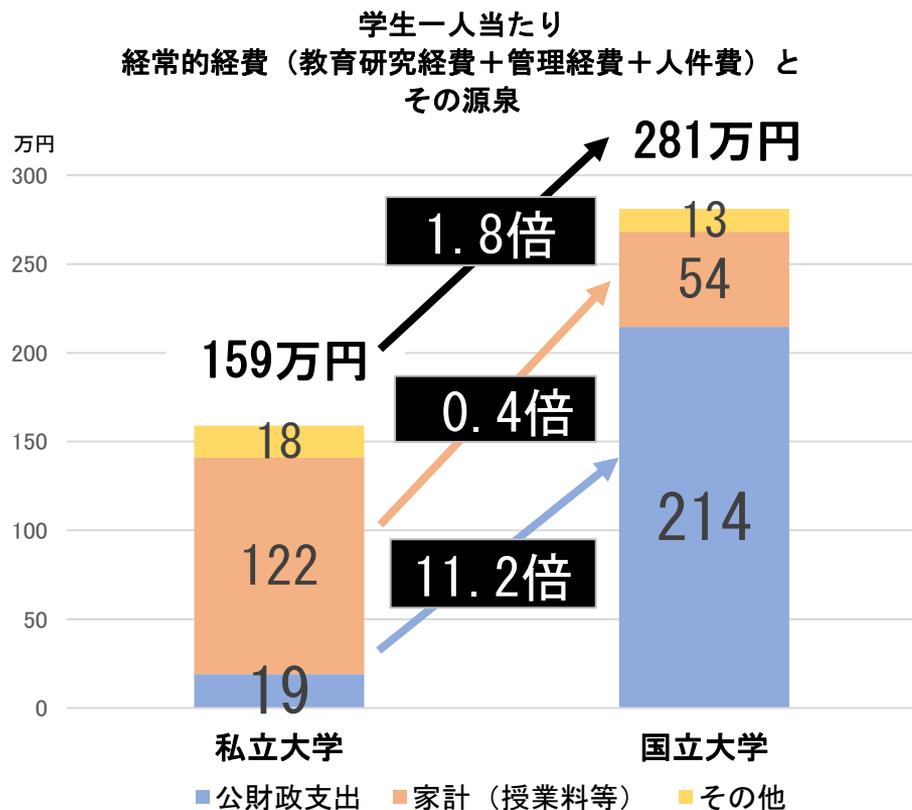
私立大学等の教育・研究装置、設備等への補助（予算）の推移



※ 「教育・研究装置等の整備」には、他局計上分及び高校以下分を含む。
 ※ 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業分、私立大学研究ブランディング分、私立大学等改革総合支援事業分、私立大学病院の機能強化（利子助成）分を含む。
 ※ 補正予算は含まない。

1. 予算関係【機関補助に関する格差是正】 (10) 公財政支援における国私間格差

- 私立大学に対する学生一人当たりの経常費補助（19万円）は、国立大学（214万円）の約11分の1である。
- 私立大学の家計負担（授業料等）（122万円）は、国立大学（54万円）の2.3倍である。
- 私立大学に対する学生一人当たりの施設設備関連補助（0.8万円）は、国立大学（17.2万円）の約22分の1である。



※ 経常的経費は、私立大学は『今日の私学財政[令和5年度版 大学・短期大学編]』（日本私立学校振興・共済事業団）（令和4年度数値）の「事業活動収支計算書(大学部門)」の「教育研究経費＋管理経費＋人件費」。国立大学は『国立大学法人等の令和4年度決算について(文部科学省)』「教育経費＋研究経費＋人件費(附属病院除く)＋一般管理費等」。

※ 公財政支出は、私立大学は、『今日の私学財政(令和5年度版 大学・短期大学編)』（令和4年度数値）の「事業活動収支計算書(大学部門)」の「経常費等補助金(地方公共団体補助金除く)＋施設設備補助金」の合計。国立大学は、各法人の『決算報告書』(令和4年度)における「決算額」の「運営費交付金＋施設整備費補助金＋補助金等収入＋大学改革支援・学位授与機構施設費交付金」の合計。

※ 家計(授業料等)は、国立大学は標準授業料、私立大学は『学生納付金等調査(令和4年度入学生)』（日本私立大学団体連合会）による(施設設備費等を含む)。

※私立：『今日の私学財政（日本私立学校振興・共済事業団）』事業活動収支計算書（大学部門）「施設設備補助金」令和4年度
国立：各全国立大学法人『決算報告書』の「施設整備費補助金」の合計

1. 予算関係【個人補助に関する格差是正】 (11) 修学支援新制度の概要と国私間格差の現状

- 国立大学の学生は授業料を全額減免（約54万円）される一方、私立大学の学生は減免額に上限（約70万円）がある。さらにその減免額（約70万円）は、学生納付金の平均額（授業料、施設設備費、実験実習費等の合計：約124万円）と大きな差がある。
- 授業料の平均額も制度設計時（約88万円）から上昇（約96万円）している。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,311億円

※国・地方の所要額：5,764億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
 （準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）

【財 源】消費税による財源を活用
 （少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

私立大学の授業料減免額（70万円）は、国立大学の標準授業料（54万円）に、「私立大学の授業料の平均額（約88万円・制度設計時）」との「差額の2分の1」を上乗せした額を上限として算定されているが、「施設設備費」「実験実習費」を含む学生納付金の平均額（約124万円）で算定されるべきである。

【参考】令和5年度学生納付金（私立・国立）※学部

※私立大学の学生納付金は、大学教育に不可欠な経費として「授業料」のほか「施設設備費」「実験実習費」等から構成されている。

	私立大学	国立大学
授業料	959,205	535,800
施設設備費	165,271	—
実験実習費	28,864	—
その他	83,194	—
学生納付金計	1,236,534	535,800

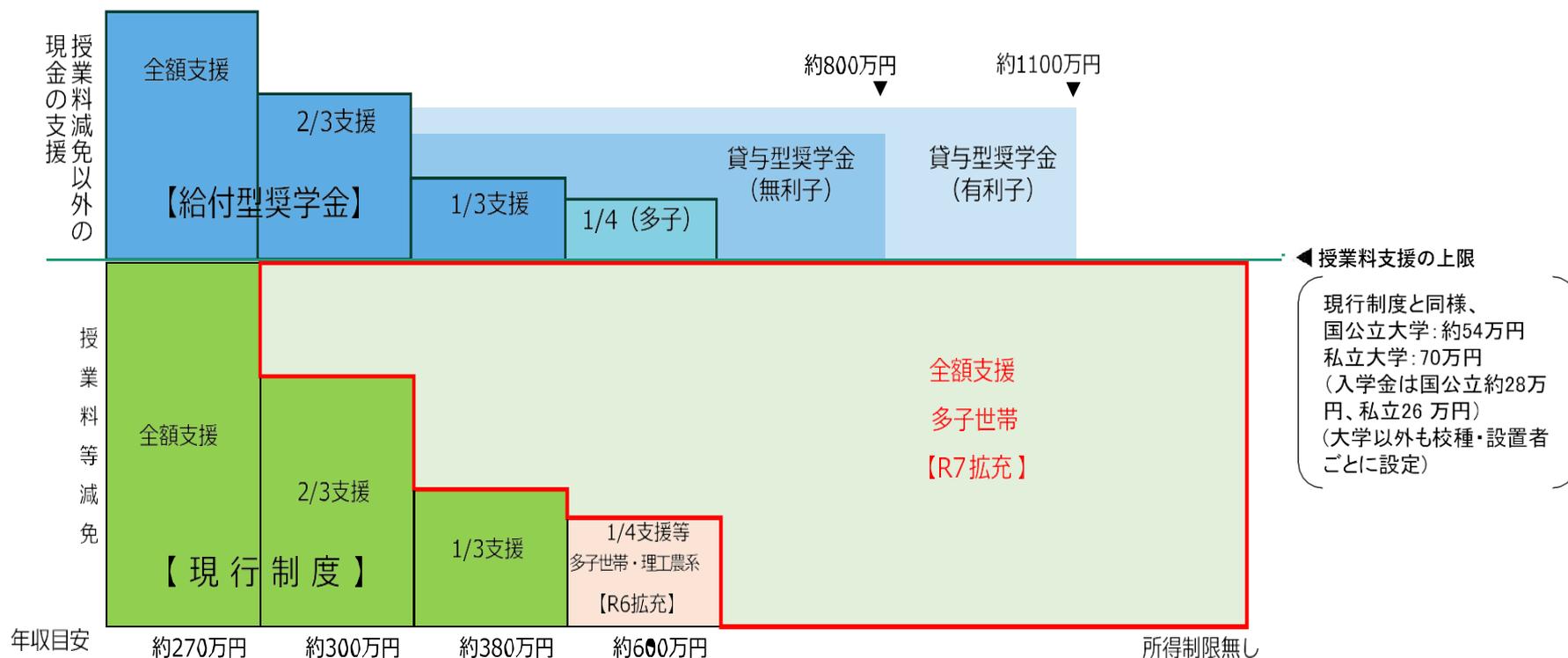
文部科学省「令和5年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」

※内閣府こども家庭庁準備室（経済支援関係参考資料）令和5年2月より抜粋

1. 予算関係【個人補助に関する格差是正】 (12) 国による所得別経済的支援の現状

- 国は子育て支援の一環として「修学支援新制度」の授業料減免の範囲を拡げているが、その範囲は理工農系分野や多子世帯に限られている。
- 修学支援新制度の導入に伴い私学助成の「授業料減免事業」が廃止されたことにより、修学支援新制度の対象とならない所得中間層への支援は貸与型奨学金のみとなっており不十分な状況にある。

国による所得別経済支援

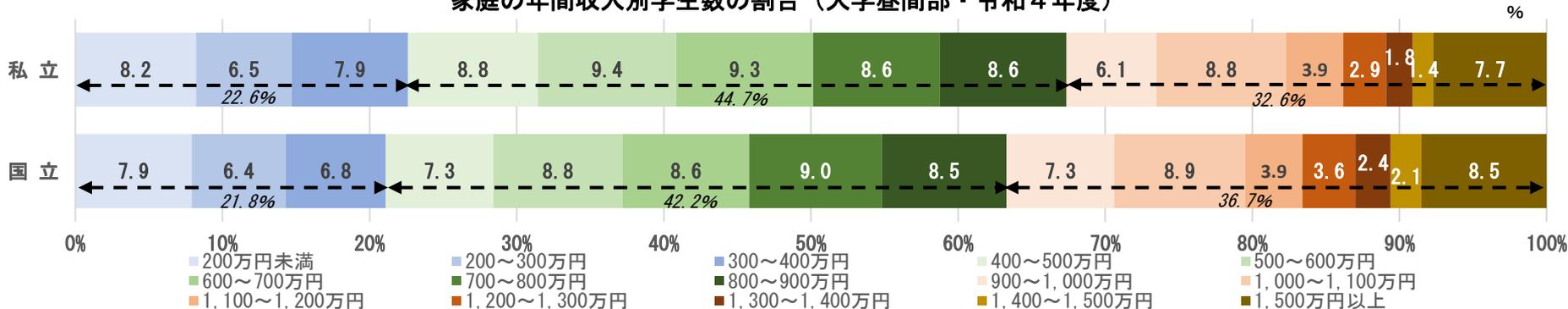


※文部科学省ウェブサイトの資料を私大連事務局で加工

1. 予算関係【個人補助に関する格差是正】 【授業料】 (13) 学生の家庭の年間収入の状況

- 家庭の年間収入が900万円を超える「所得高位層」の割合は、私立大学（32.6%）よりも国立大学（36.7%）のほうが高い。
- 400万円～900万円の「所得中位層」の割合は、国立大学（42.2%）よりも私立大学（44.7%）のほうが高い。
- 400万円未満の「所得低位層」の割合は、国立大学（21.8%）よりも私立大学（22.6%）のほうが高い。
- 平成16年度から令和4年度の18年間で、「所得高位層」における私立大学の割合は7.0ポイント減り、国立大学の割合は5.6ポイント増加した。
- 「所得高位層」の家庭の学生が授業料の低い国立大学で学び、「所得中・低位層」の家庭の学生が授業料の高い私立大学で学ぶという矛盾が生じており、近年はその傾向がより顕著になっている。

家庭の年間収入別学生数の割合（大学昼間部・令和4年度）



※ 「学生生活調査」(日本学生支援機構)

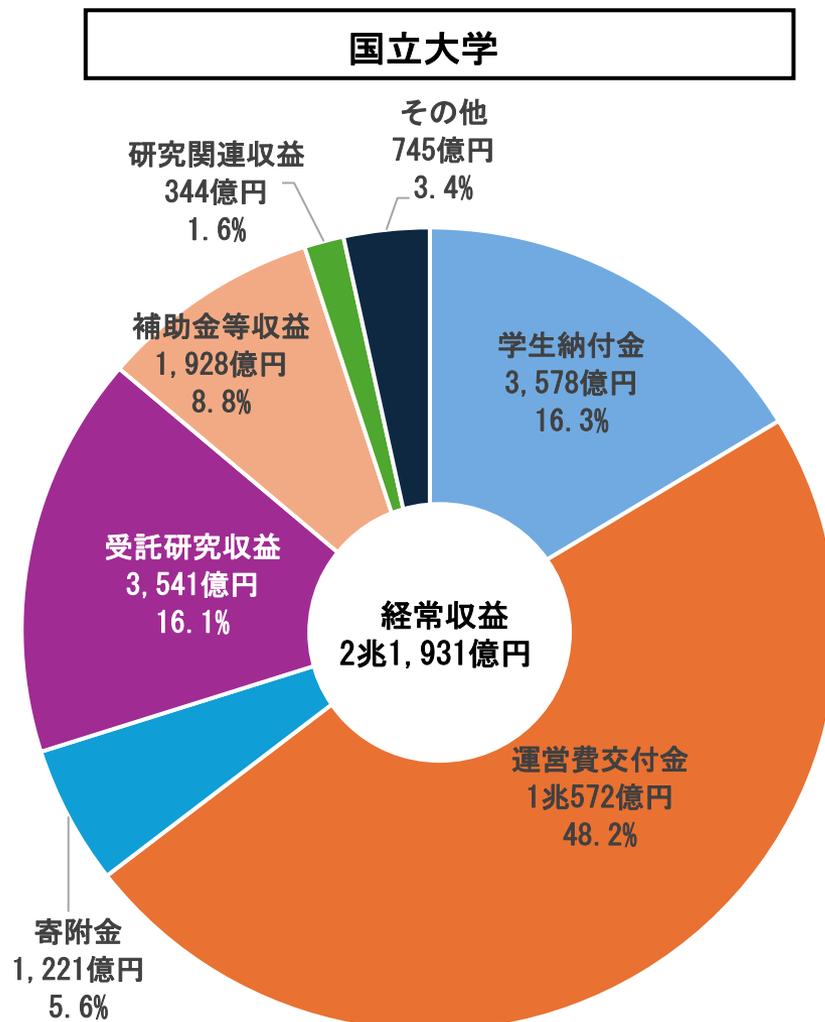
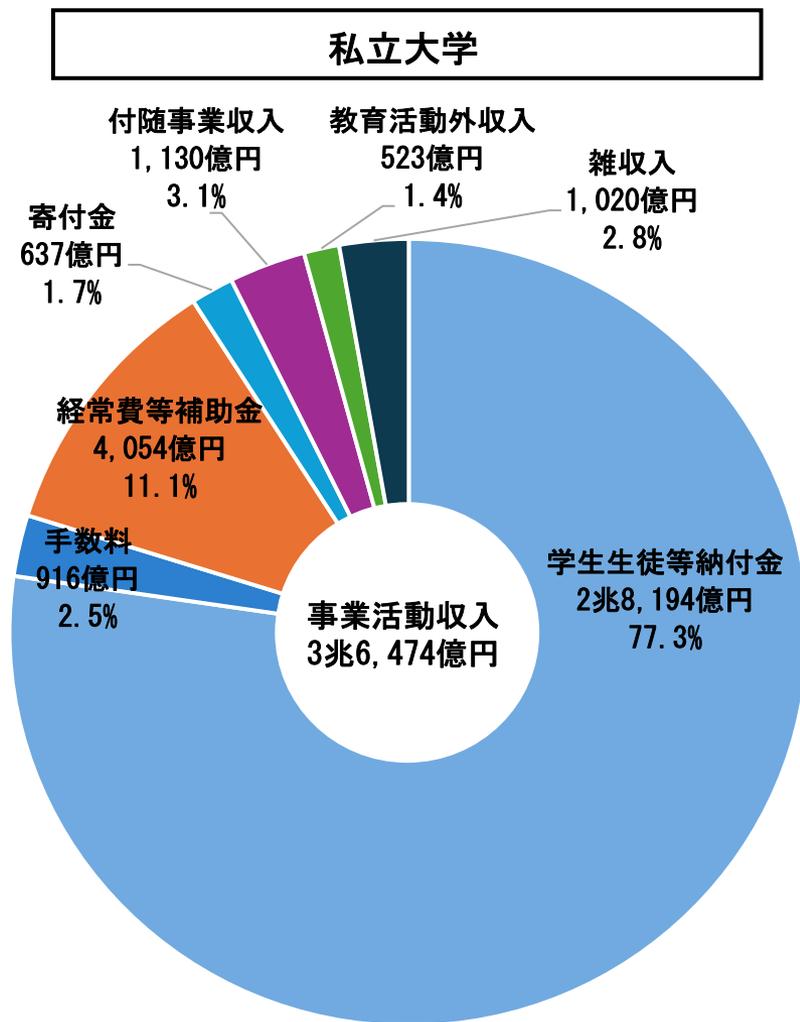
家庭の年間収入別学生割合の推移



※ 「学生生活調査」(日本学生支援機構)

1. 予算関係【授業料】 (14) 私立大学と国立大学の収入構造

- 私立大学の収入の約80%は学生の授業料に依存している。一方、国立大学の収入の約50%は国費（税金）により支えられている。

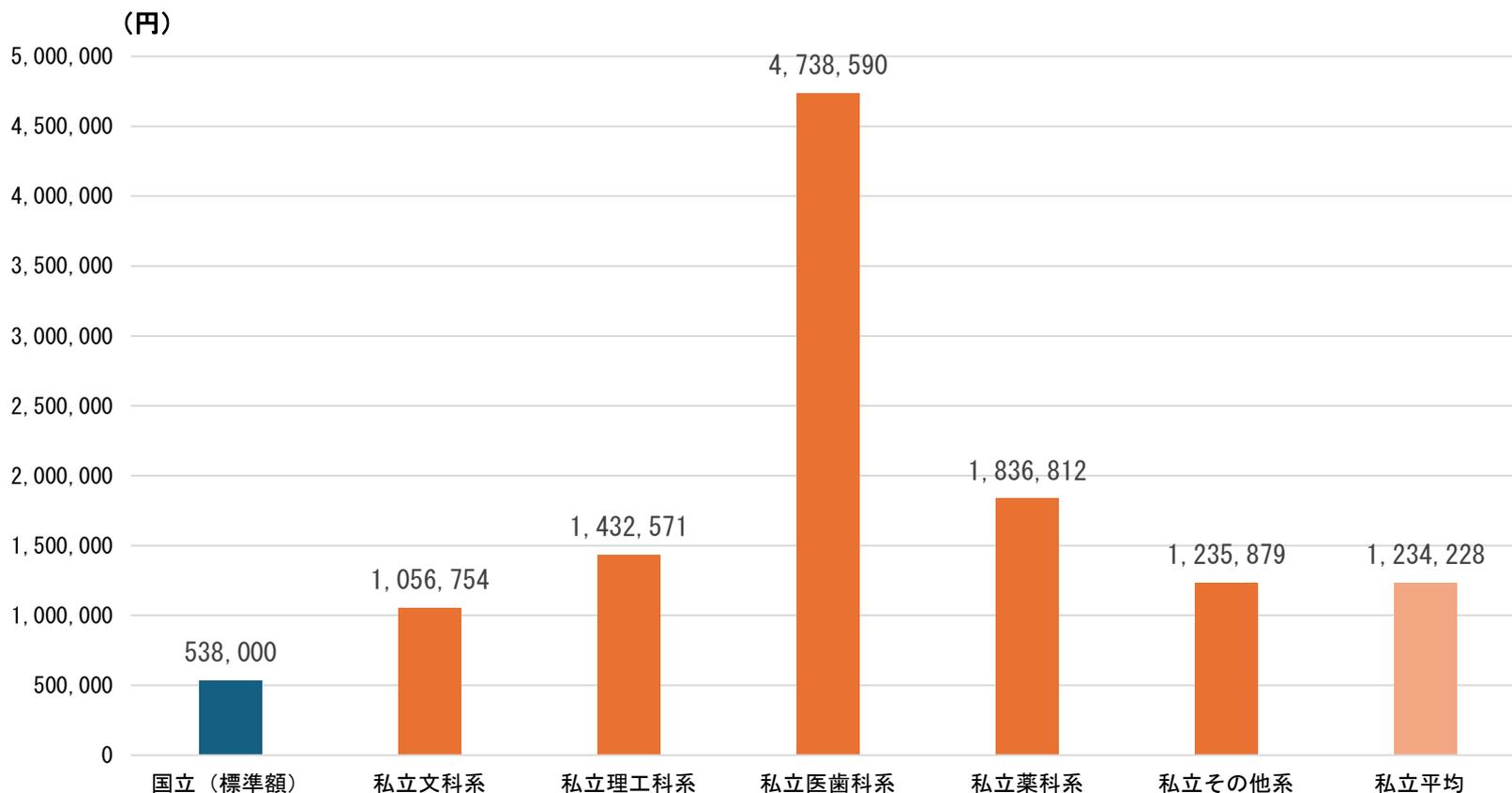


※私立大学：日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政（令和4年度）』事業活動収支計算書（大学部門）
 私立大学の「学生生徒等納付金」には、「授業料」のほか「施設設備費」や「実験実習費」等が含まれる。
 国立大学：文部科学省「国立大学法人等の事業年度決算等について」（令和4年度）
 四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない

1. 予算関係【授業料】 (15) 私立大学と国立大学の授業料

- 私立大学は、学問分野によって授業料が異なり、特に医歯科系の授業料は約500万円と高額である。一方、国立大学は分野に関わらず授業料は一律に設定されている。

国立と私立の授業料（年間）



※私立大学：日本私立大学団体連合会「学生納付金等調査報告書」（令和6年度入学生）学部昼間部
私立大学の授業料には、「施設設備費」や「実験実習費等」を含む

2. 税制関係 (16) 税額控除対象法人に対する寄附

税額控除額の計算方法 (寄附金額－2,000円) × 40% (一律) = 寄附金控除額

※ 1万円の寄附があった場合 (10,000－2,000) × 40% = 3,200円を所得税額*から控除

* 所得税額 = (所得金額 [年収] - 諸控除 [扶養控除等]) × 所得税率 (5、10、20、23、33、40、45%)

		国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学	国立研究 開発法人 (独法)	公益社団 ・財団法人
所得 税	所得控除 寄附金－2,000円	○	○	○	○	○
	税額控除 (寄附金－2,000円) × 40%	×	○ ※ 1	△ ※ 2	×	○ (PST要件)
法人 税	特増寄附枠 損金算入 (所得 × 3.125% + 資本等 × 0.1875%)	/	○	/	○	○
	国・自治体への寄附、指定寄附 損金算入 寄附金全額	○	○ (私学事業団経由)	○	△ ※ 3	△ ※ 3
	税額控除	△ ※ 4	×	×	×	×

※ 1. P S T (Public Support Test) 要件

実績判定期間内 (原則、2会計年度) に	3,000円以上の寄附金を支出した者 (判定基準寄附者数) が、年平均100人以上 寄附金額が年平均30万円以上
ただし、	
収容定員が5,000人未満の事業年度がある場合	100人 < 寄附者数 × 5,000 ÷ 定員等の総数 (500人未満の場合は500人) ☞ 寄附者数 : 100 ÷ (5,000 ÷ 定員等の総数 [500人未満の場合は500人]) 超
公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合	100人 < 寄附者数 × 1億円 ÷ 公益目的事業費用等総額 (1,000万円未満の場合は1,000万円) ☞ 寄附者数 : 100 ÷ (1億円 ÷ 公益目的事業費用等総額 [1,000万円未満の場合は1,000万円]) 超

※ 2. ①修学支援事業 (経済的理由により修学が困難な学生等に対する授業料減免、奨学金、留学支援、T A ・ R A等の修学支援)、②学生・ポスドクに対する研究助成・能力向上のための事業、③障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業、④外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的とした費用の一部を負担する事業については税額控除が認められる。さらにP S T要件もあり。

※ 3. 重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。

※ 4. 「企業版ふるさと納税制度」により、自治体が作成した地方創生に係る事業 (自治体が作成した地方版総合戦略に位置づけられており、内閣府による認可を受けたもののみ) に対する「三大都市圏にある交付税が交付されていない自治体」や「本社などの主たる事務所の立地する都道府県・市区町村」以外の自治体への寄附については、損金算入措置 (寄附金額の約3割) に加え、寄附金額の最大6割が税額控除される。

法人住民税 : 寄附金額の2割

法人税 : 法人住民税の控除額が寄附金額の2割に達しない場合、寄附金額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を税額控除

法人事業税 : 寄附金額の1割

2. 税制関係 (17) 寄付金収入の推移 (平成21～令和4年度)

- 私立大学法人が令和4年度に受領した特別寄付金(610億円)と一般寄付金(210億円)の合計は820億円だった。この数字をもとに税額控除額(税収減)を算定すると以下の通りとなる。

<1人1万円の寄付だったと仮定し、全員が税額控除を選択した場合>

- ・ 寄付者数：820億円÷1万円=820万人
- ・ 控除額の合計額：(1万円-2千円)×現行40%×820万人=262.4億円
- ・ 50%に拡充した場合：現行(40%)より65.6億円の税収減
- ・ 60%に拡充した場合：" 131.2億円の税収減

(百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税制改正内容		所得控除に係る適用下限額の引下げ(5,000→2,000円)	個人寄附者の税額控除制度の創設(40%)				PST要件の緩和		現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化					

	消費収支計算書 大学法人						事業活動収支計算書 大学法人							
法人数	536法人	532法人	541法人	539法人	543法人	544法人	548法人	548法人	551法人	549法人	555法人	560法人	562法人	564法人
寄付金	128,745	131,105	129,565	114,075	136,432	187,559	83,799	101,815	85,871	87,894	90,781	102,063	96,110	85,488
特別寄付金	56,211	86,825	75,658	73,425	69,095	67,730	57,898	54,954	57,641	62,634	63,577	76,324	69,952	61,065
一般寄付金	33,034	31,737	35,121	27,921	27,887	24,814	23,103	23,976	24,210	20,923	22,946	20,892	18,448	20,952
現物寄附	39,499	12,542	18,787	12,729	39,450	95,015	2,798	22,885	4,020	4,336	4,259	4,848	7,711	3,471

	消費収支計算書 大学部門						事業活動収支計算書 大学部門							
大学数	586大学	579大学	592大学	588大学	591大学	592大学	596大学	590大学	595大学	592大学	599大学	608大学	611大学	612大学
寄付金	65,264	95,602	83,385	80,929	67,375	86,747	58,435	52,899	57,513	61,078	65,637	70,951	66,100	63,709
特別寄付金	36,557	67,455	54,306	55,197	40,605	44,485	44,263	39,693	43,936	45,461	49,752	56,855	50,436	48,260
一般寄付金	18,523	19,287	18,655	15,647	14,777	13,131	13,113	12,141	12,425	11,523	12,040	10,001	9,527	12,368
現物寄附	10,183	8,860	10,424	10,084	11,992	29,131	1,059	1,065	1,152	4,095	3,845	4,095	6,138	3,082

出典：『今日の私学財政』（日本私立学校振興・共済事業団）

※「大学法人」：大学を設置している学校法人

「大学部門」：「大学法人」から法人部門、附属病院、研究所等の別部門を除外



日本私立大学連盟